

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 7 月 15 日現在

機関番号：57501

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K18545

研究課題名（和文）「架橋型」法の教育スキームに基づいた教育教材の開発

研究課題名（英文）Development of educational materials based on "bridge-type" law education scheme

研究代表者

久保山 力也（KUBOYAMA, RIKIYA）

大分工業高等専門学校・一般科文系・講師

研究者番号：00409723

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、これから日本社会にコミットするか、日本社会の経験が浅い外国人に対し、法の教育プログラムならびに教材を作成することを主たる目的とするものである。またあわせて海外送出機関の実情や外国人に対する法の教育の現状ならびに問題点をも明らかにすることもその目的に含む。研究では、ウズベキスタンやカンボジアなど海外に多くの労働者を送り出している国を対象に状況の調査を実施し、一定の成果を得た。また外国人労働者に対し実施可能かつ受入側の日本人への教育も視野に入れた法の教育プログラムならびに教材を作成した。本研究が提唱する「架橋型」法の教育は、外国人労働者の受入れをはかる現代日本社会に必要であると考え。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、挑戦的・萌芽研究として採択された。従来法の教育は国内向けであり、外国人労働者を広く含むものではなかった。また法整備支援活動における人材育成も一般労働者を念頭においたものではなかったといえる。本研究はこうした問題点をとらえ、「架橋型」法の教育モデルを具体的な教育プログラム・教材とともに明らかにし、新領域法学・法の教育の地平を広げた点において、学術的意義を有するものと考え。また、今後多くの外国人労働者の流入が予測されることから、本研究が提唱する法の教育のあり様が、外国人労働者にインクルーシブな日本社会の創造に寄与することは疑いなく、本研究の成果は大きな社会的意義を有すると思慮する。

研究成果の概要（英文）：The main purpose of this study is to develop a legal education program and education materials for foreign people who are preparing to live in the Japanese society or those who already come to Japan but do not have enough life experience in the Japanese society. In addition, this study plans to contribute to clarify the actual situations of overseas sending organizations as well as the current status and relevant issues of legal education for foreign people in Japan. In this study, we conducted a survey of the situation in the home countries from where many workers originate, such as Uzbekistan and Cambodia, and achieved certain results. In addition, we have developed the legal education program and relevant materials that can be used for foreign workers. These are also useful for the Japanese people who work for accepting foreign workers. We concluded that the "bridge-type" law education is necessary in the current Japanese society which needs to accept more foreign workers.

研究分野：新領域法学・法教育

キーワード：法教育 外国人労働者

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 日本社会は少子高齢化による変化に強くさらされ、現在ならびに将来にわたって労働力不足は明確であった。にもかかわらず、政府は外国人技能実習生制度において時限を設け、同制度はあくまで技能実習というトレーニングであり、実習生は母国へ帰国し技能移転を行うものであるという立場を堅持していた。一方現実的には同制度は実質労働力の補てんとして利用されており、本音と建前の狭間で実習生は揺れ動いていた。無論多くの実習生は同制度の本音部分を正確にとらえていたし、政府も日本社会の事実上の移民に対する忌避感を理由として制度を運用してきた。しかしながら、これまで労働者を海外に出稼ぎさせていた諸国家・社会の経済発展に伴い、国際労働市場は特に単純労働者の取り合いの様相を呈している。日本のともすれば奥ゆかしい姿勢はこれにネガティブに働いているとみられる。

(2) 日本の法整備支援活動は法制定支援から人材育成支援へ拡大してきたが、後者についていえばいわゆるエリートに対する支援に注力してきたといえる。たとえば名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)がウズベキスタン、ベトナム、カンボジア、モンゴルなどで展開するプロジェクトも、海外有力大学と提携し日本語教育や日本法教育を行い、日本への留学を経て母国に戻り、実際当該社会でのエリートとして職業生活を送る支援をすることになる。ところでこれら2つに共通することは、日本の外国人に対する教育は日本社会に興味を持たせ、定住をはかるものではなく、いずれ当該社会への戻ることを前提とする、ということである。

(3) 政府が従来の本音部分を前面に出して法整備を行い、国際労働力獲得競争に堂々と乗り出すことを宣言しても、単純労働者に対する教育は、日本語教育を除いてはその蓄積がはかられていない。国内でここしばらく進展してきた法の教育の系譜も日本人学生のみをターゲットにしたものにほかならない。また、単純労働者の在留海外送出国機関における教育もクオリティがまちまちで甚だ信用性に欠ける。こうした状況も、外国人労働者やその家族の日本社会への定着にとって、ネガティブに働くと思われた。

(4) 学術の面について、新領域法学は法学の蓄積の上に関連諸科学の知見を活かし、従来型法的アプローチとは別の角度から社会問題へのソリューションをはかるものと考えられる。本研究は挑戦的研究(萌芽)であることから、カテゴリとしては新領域法学・法教育に該当するとしても、従来そこでの対象に含まれてこなかった外国人労働者を中心にとらえつつ、今後とみに重要になると思われる彼らへの法の教育のあり方を提言するという意味を大いに含むべきと考えた。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究の端緒は、脆弱な外国人労働者、特に単純労働者に対するソフト面のケア、とくに教育整備が必要なのではないかという問題関心にあった。そこでまずは理念型として、「架橋型」法の教育というモデルを設定した。これは、海外に居住している外国人の日本社会への関心喚起・日本社会への適合のための準備を含む架け橋という側面と、法学を必ずしも専門としない方や在日外国人に向けた法空間への架け橋となる側面を含むものである。

(2) このため、本研究は、外国人労働者にも興味を持たれ活用される強い発信力をともなう法の教育プログラムならびに教材の開発を目的とした。教材の作成にあたっては、直感性、多層性、現代性、汎用性をキーワードとし、送出国機関等において実際に使用されることを念頭に置いた。同時に、「架橋型」法の教育の趣旨から、同教材が日本社会に生きる日本人にも十分活用され、日本人と外国人労働者がともに同じ学ぶことができるプログラムならびに教材の可能性にも十分留意した。

(3) 本研究はさらに、そもそもいわゆる法整備支援活動における外国人労働者に対する法の教育がいかなる意義を有し、どのように展開されるべきであるかについて、明らかにしようとした。研究代表者ならびに研究分担者は法整備支援活動の最前線において教育活動経験を有することから、実際にベトナムやカンボジア、ウズベキスタンなどで送出国機関の状況や教育の実情、また「架橋型」法の教育の可能性などについて、調査を行うことも目的とした。同時に、外国人自らが学習者としてばかりでなく、担い手としてこうした法の教育に関わることができるかといったことや、この種の法整備支援活動のあり方がどのように評価可能であるかについて検討することにした。またこれに関わり、日本における法制度の変化や外国技能実習生の状況などについても調査研究を行うことになった。

(4) 本研究は上述したように挑戦的研究(萌芽)であるということもあり、「架橋型」法の教育のコンセプトやその意義、同教育の趣旨に照らした教育プログラム・教材のあり様について、広く学術分野での定置をはかるものでもあった。そのため、国内外の学会等において積極的にセッションを設定したり、あるいは個別報告を行ったりすることを重要な目的の1つとして設定した。いうまでもなくこれらの活動は、法の教育のすそ野を広げつつ、新領域法学の学術的な発展に寄与することを企図したものである。

(5) 端的には、法制度や外国人労働者の状況変化をとらえながら外国人労働者を念頭に置いた「架橋型」法の教育コンセプトに基づく教育プログラムならびに教材を開発し、同時に、外国人労働者に対する法の教育について学術的にも研究分野として確立することを目的とするものであるといえる。実定法学や基礎法学、新領域法学や法制整備支援論などにおいて散在してきた外国人労働者に対する問題群を統合し、かつ教育の面からこれらを再構成し、現地送出国・社会から日本社会へのコンタクトならびに定住をはかるためのインクルーシブな法の教育とはいかなるものか明らかにすることが、本研究最大の目的といえる。

### 3. 研究の方法

- (1) 本研究では、【調査部門】、【開発部門】、【分析部門】、【公開部門】の4つに分け、それぞれに方法を定めた。
- (2) 【調査部門】では、海外送出機関や法整備支援活動における法の教育の現状を調べるため、ベトナム、カンボジア、ウズベキスタンなどにおいて、行政関係者、送出機関の管理運営者、教育者、学生などへのヒアリングを実施した。また、外国人労働者へ向けた「架橋型」法の教育の可能性をはかる目的で、実際に学生に向けたレクチャーや教育プログラムならびに教材の試行を行うこととした。
- (3) 【開発部門】では、日本でこれまで蓄積されてきた法の教育の知見を活かし、外国人労働者を主に、日本人をも射程におさめるベーシックな法の教育プログラムならびに教材を作成するものとした。
- (4) 【分析部門】では、一連の調査や開発実践を踏まえ、研究代表者ならびに研究分担者による定例会を開催し、外国人労働者の現状とニーズを正確にとらえた「架橋型」法の教育の実装化がどのように可能か、担い手をどう設定しその育成をいかにはかるか、「架橋型」法の教育のコンセプトが新領域法学のなかでいかに位置づけられるか等につき、検討・分析することとした。
- (5) 【公開部門】では、研究全体にかかるアイデア、教育プログラムならびに教材などにつき広く公知するため、法学系学会、教育学系学会等において、報告等を行うこととした。

### 4. 研究成果

- (1) 海外調査について、ベトナム、カンボジア、ウズベキスタンの現状等につき、一定の成果を得た。たとえばカンボジアにおいては、日本への留学ないし日本での労働を将来望んでいる学生に対し法の教育に関するレクチャーを行い、同時に各種障害やニーズについてのヒアリングを実施できた。ウズベキスタンにおいては、現地送出機関への訪問調査や学生へのヒアリングを通じ問題点を抽出、同様にニーズについてのヒアリングを実施した。また、韓国の現状についても法教育センターにヒアリング等行うとともに、「架橋型」法の教育を法整備支援活動からどのように評価できるかにつき先進的なスウェーデンの関連機関に対する調査を行った。
- (2) 国内調査について、先行する外国人技能実習制度についての考究を深めつつ、同法改正の内容と具体的な問題点等について、文献研究等を遂行した。
- (3) 教育プログラムならびに教材開発について、日本司法書士会連合会との間で「相談のちから」ならびに「提案のちから」を完成させた。これらは上記海外調査・国内調査ならびにそれらの分析を通じ明らかになった諸問題やニーズを十分含むものである。また方法論としては、ウズベキスタンの学生に対して実施した教育実践の効果分析から、参加型紙芝居形式を採用することになった。「相談のちから」(図1)は、海底王国という仮想空間において、プレイヤー(グループ)は法専門家など8つの専門家に直接相談に赴き同王国の危機を救うための解決策を考案する。また、「提案のちから」(図2)は、2部作に分かれ、1つは相続をめぐる状況設定においてプレイヤーは相談を受ける立場にあり提案内容そのものより提案が受け入れられやすい空間づくりの大切さを学ぶもので、もう1つは紛争解決において採用されやすい解決策(謝罪、法、たらい回しなど15種)について、具体的内容を検討しつつ学ぶものとなっている。広く外国人労働者への「架橋型」法の教育をとらえるとき、法情報の教育よりも自身の相談力や提案力を向上させつつ、日本社会における「生きる力」を育成する方が有益であると考えた。
- (4) 国際学会等における成果公開について、アジア法社会学会(台湾・台湾交通大学、2017年12月)、アジア法社会学会(オーストラリア・ボンド大学、2018年12月)、アジア法社会学会(大阪大学、2019年12月)等においてセッションを設け、法の教育における「架橋型」の構造と具体的方法論について広く議論をしたほか、国際フォーラム Social innovations as important factor of advancement of society(ウズベキスタン・タシケント、2018年9月)、法整備支援シンポジウム2018(慶應義塾大学、2018年12月)、AP CONFERENCE 2019(立命館アジア太平洋大学、2019年12月)等に登壇し、調査報告等を行った。
- (5) 国内学会等における成果公開について、日本法社会学会(鹿児島大学、2018年5月)、全国社会科教育学会(山梨大学、2018年10月)、日本公民教育学会(九州大学、2019年5月)、全国社会科教育学会(島根大学、2019年11月)等にて外国人労働者に対する「架橋型」法の教育の実装化の問題等について報告を行った。
- (6) 論文による成果公開について、久保山力也(2017)「『相談のちから』(邦訳 対話する法と教育)」法教育研究(12-2)1-40頁 原文韓国語、久保山力也(2018)「法的相談力はいかにして養われるか 法専門家業界の現状と「相談のちから」から考える」大分工業高等専門学校紀要(55)1-6頁、久保山力也(2019)「法の教育による市民 法専門家関係の再構築 役割体験学習論と『提案のちから』から」大分工業高等専門学校紀要(56)1-6頁、杉田昌平(2017)「社会主義法・アジア法部会 ベトナムにおける法解釈権限の帰属と立法内容における問題」比較法研究(79)266-268頁などがある。



図1 相談のちから



図2 提案のちから

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 久保山 力也	4. 巻 55
2. 論文標題 法的相談力はいかにして養われるか	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 大分工業高等専門学校紀要	6. 最初と最後の頁 1-6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） <a href="https://doi.org/10.24599/oitactkiyou.55.0_1">https://doi.org/10.24599/oitactkiyou.55.0_1</a>	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Hiroshi Matsuo	4. 巻 -
2. 論文標題 How Civil Law Is Taught in Japanese Legal Education Programs	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 How Civil Law is Taught in Asian Universities (Programs for Asian Global Legal Professions Series III)	6. 最初と最後の頁 3-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Hiroshi Matsuo	4. 巻 -
2. 論文標題 Use of Common Topics to Improve Comparative Law and Legal Education in Asia	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 KEIGLAD	6. 最初と最後の頁 243-254
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Hiroshi Matsuo	4. 巻 -
2. 論文標題 Use of Common Topics to Improve Comparative Law and Legal Education: Application of Japanese Law	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 KEIGLAD	6. 最初と最後の頁 255-263
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保山力也	4. 巻 12-2
2. 論文標題 対話する法と教育	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法教育研究（韓国法と教育学会）	6. 最初と最後の頁 1-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 杉田昌平	4. 巻 68-8
2. 論文標題 教育による法整備支援 望ましい制度への距離	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 自由と正義	6. 最初と最後の頁 40-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本哲史	4. 巻 7
2. 論文標題 日本におけるシリア人の難民認定基準から見る難民認定制度の実態 国際法学の視点から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 難民研究ジャーナル	6. 最初と最後の頁 52-66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保山 力也	4. 巻 56
2. 論文標題 法の教育による市民 法専門家関係の再構築	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 大分工業高等専門学校紀要	6. 最初と最後の頁 1-6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） <a href="https://doi.org/10.24599/oitactkiyou.56.0_1">https://doi.org/10.24599/oitactkiyou.56.0_1</a>	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 杉田昌平	4. 巻 79
2. 論文標題 社会主義法・アジア法部会 ベトナムにおける法解釈権限の帰属と立法内容における問題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 266-268
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉田昌平	4. 巻 62(1)
2. 論文標題 教育による法整備支援 ベトナムの大学教員になって	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉田昌平ほか	4. 巻 90(3)
2. 論文標題 アジアにおける日本法教育	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 60-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計15件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 9件)

1. 発表者名 久保山力也
2. 発表標題 「架橋型」法の教育スキームの理論と実践
3. 学会等名 日本法社会学会 (鹿児島大学) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 久保山力也
2. 発表標題 「架橋型」法の教育の実践と社会科教育
3. 学会等名 全国社会科教育学会（山梨大学）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 久保山力也
2. 発表標題 The perspective of the “bridge-type” of Education of a Law”
3. 学会等名 東アジア法社会学会2018（Bond University）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 久保山力也
2. 発表標題 外国人労働者のための「架橋型」法教育の試みについて
3. 学会等名 「アジアのための国際協力in法分野2018」法整備支援シンポジウム（慶應義塾大学）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松尾弘
2. 発表標題 Legal Cooperation toward the Inclusive Legal Education
3. 学会等名 東アジア法社会学会2018（Bond University）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松尾弘
2. 発表標題 法整備支援からみる「架橋型」法教育の問題点
3. 学会等名 日本法社会学会（鹿児島大学）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 杉田昌平
2. 発表標題 在留外国人に向けた法学教育の現状と課題
3. 学会等名 日本法社会学会（鹿児島大学）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 久保山力也
2. 発表標題 The concept and challenge of the “bridge-type” of Education of a Law”
3. 学会等名 東アジア法社会学会2017（台湾交通大学）（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 杉田昌平
2. 発表標題 Legal education for foreigners in Japan
3. 学会等名 東アジア法社会学会2017（台湾交通大学）（国際学会）
4. 発表年 2017年



1. 発表者名 篠田陽一郎
2. 発表標題 The Articulation of Japanese Language Education and Law Related Education - The activities of Research and Education Center for Japanese Law in Cambodia
3. 学会等名 東アジア法社会学会2017（台湾交通大学）（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 久保山力也
2. 発表標題 ゲーミング×法(法整備)×教育 コミュニティへの参画の在りようを問う
3. 学会等名 AP CONFERENCE 2019（立命館アジア太平洋大学）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 久保山力也
2. 発表標題 紛争解決力の向上をはかる参加型法の教育
3. 学会等名 全国社会科教育学会（島根大学）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 久保山力也
2. 発表標題 外国人に対する法の教育方策と公民教育の視点
3. 学会等名 日本公民教育学会（九州大学）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 久保山力也
2. 発表標題 National Education as Social Capital by Japanese experience
3. 学会等名 Social Innovations as important factor of advancement of society (タシケント市) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 久保山力也
2. 発表標題 The problem of "Inclusive" legal education for foreigners Society
3. 学会等名 東アジア法社会学会2019 (大阪大学) (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 久保山力也	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 312
3. 書名 裁判員時代の法リテラシー (第2部第3章3「ゲームで学ぶ法教育」)	

1. 著者名 杉田昌平	4. 発行年 2019年
2. 出版社 ぎょうせい	5. 総ページ数 104
3. 書名 改正入管法対応 外国人材受入れガイドブック	

1. 著者名 久保山力也	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 320
3. 書名 裁判員時代の法リテラシー（第2編第1部第3章ゲームで学ぶ法教育）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	山本 哲史  (YAMAMOTO SATOSHI)  (20506737)	名古屋大学・法学研究科・特任講師   (13901)	平成30年3月31日研究分担者削除。
研究分担者	砂原 美佳  (SUNAHARA MIKA)  (30467261)	名古屋大学・法学研究科・学術研究員   (13901)	平成30年3月31日研究分担者削除。
研究分担者	杉田 昌平  (SUGITA SHOHEI)  (30791975)	名古屋大学・法学研究科・研究員   (13901)	
研究分担者	松尾 弘  (MATSUO HIROSHI)  (50229431)	慶應義塾大学・法務研究科(三田)・教授   (32612)	
研究協力者	高尾 栄治  (TAKAO EIJI)		

## 6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 協力者	篠田 陽一郎  (SHINODA YOUICHIRO)		